

9 料金表

本料金表上に記載される金額はすべて月額になります（消費税額及び地方消費税は別途加算されます。）。

全ての契約者に共通の適用ルールは、以下のとおりです。

- (1) 商品先物・オプションの情報を取得・利用する契約者は、追加的な課金なく商品総合指数の指数情報を利用できます。
- (2) 情報セット料金（株価指数・株式派生商品情報セット及び国債派生商品等情報セットを個別に、又は総称していいます。）の適用を受けるに当たっては、当該情報セット料金の範囲に含まれる情報をすべてを取得・利用している必要はありません。
- (3) 直結によりリアルタイム情報を取得・利用し、当該直結で取得・利用する情報と同じ情報を再直結でも取得・利用する場合、直結利用者に適用する料金のみを適用します。
- (4) 再直結利用者が、再直結で取得したリアルタイム情報を更に別の再直結利用者に配信する場合、当該配信を行う再直結利用者が**リアルタイム情報配信を行う取引種類**に対して、直結利用者に適用する料金を適用します。
- (5) リアルタイム情報を取得・利用する契約者が、当該取得・利用に係る取引種類の遅延情報及び／又は終値情報を再直結により取得・利用する場合には、当該遅延情報及び／又は終値情報の取得・利用について追加的に料金が課されることはありません。ただし、短期金利先物のリアルタイム情報を「3.1.2 再直結利用」(3)にて取得・利用する契約者（取引参加者及び金融商品取引業者・商品先物取引業者等に限ります。）が、国債先物・国債先物オプションの遅延情報及び／又は終値情報を再直結により取得・利用する場合については、国債先物・国債先物オプションの遅延情報及び／又は終値情報を取得・利用する契約者に通常適用する料金を適用します。
- (6) 遅延情報及び／又は終値情報を取得・利用する契約者が、当該取得・利用に係る取引種類のリアルタイム情報を取得・利用しない場合でも、当該契約者の選択により、当該取引種類についてのリアルタイム情報の適用料金額の適用を受けることが可能です。ただし、契約者（取引参加者及び金融商品取引業者・商品先物取引業者等に限ります。）が短期金利先物のみのリアルタイム情報を「3.1.2 再直結利用」(3)にて取得・利用する場合の適用料金額を選択することはできません。

I 契約料

契約料のうち、基本料は、全ての契約者に適用される料金です。取得する情報と契約者の属性及び利用方法に応じて適用します。

契約料のうち、追加ユーザID利用料と追加回線利用料は、直結利用者の利用状況に応じて課金されます。

1 直結利用者

(1) 基本料(取引参加者)

(単位：万円)

情報種類	取引種類 指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション、 国債先物等	OSE 商品先物・オプション				TOCOM 商品先物	
		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指數 先物等)	エネルギー	中京石油
立会内取引情報	62	7.9	2.9	3.8	1.5	14	2.9
国債先物指數情報等							
帳票ファイル							
J-NET 取引情報							

全注文情報を取得・利用する場合には、上記表中の各金額に下表の金額が加算された金額が適用されます。

(単位：万円)

情報種類	取引種類 指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション、 国債先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指數 先物等)	エネルギー	中京石油
全注文情報	25	3.6	1	1.5	0.6	5.6	1

(2) 基本料(金融商品取引業者・商品先物取引業者等)

(単位：万円)

取引種類 ＼	指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション、 国債先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指 数先物 等)	エネルギー	中京石油
情報種類	先物・オプション						
立会内取引情報							
国債先物指数情報等							
帳票ファイル	93	11.9	4.4	5.6	2.2	21.3	4.4
J-NET 取引情報							

全注文情報を取得・利用する場合には、上記表中の各金額に下表の金額が加算された金額が適用されます。

(単位：万円)

取引種類 ＼	指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション、 国債先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指 数先物等)	エネルギー	中京石油
情報種類	先物・オプション						
全注文情報	37.5	5.4	1.5	2.3	0.8	8.5	1.5

(3) 基本料(ベンダー等)

(単位：万円)

取引種類 情報種類	指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション、 国債先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指数 先物等)	エネルギー	中京石油
立会内取引情報							
国債先物指数情報等							
帳票ファイル							
J-NET 取引情報	150	19	7	9	3.5	34	7

全注文情報を取得・利用する場合には、上記表中の各金額に下表の金額が加算された金額が適用されます。

(単位：万円)

取引種類 情報種類	指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション、 国債先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指数 先物等)	エネルギー	中京石油
全注文情報	50	7	2	3	1.1	11	2

(4) 追加ユーザ ID 利用料

相場情報システムのうち、J-GATE に接続するために 3 つ以上の相場ユーザ ID を利用する場合には、追加ユーザ ID 利用料として、3 ID 目以降の 2 ID を 1 セットとして 5 万円を適用します。

(5) 追加回線利用料

全注文情報を取得するために、3 回線以上の全注文情報のマルチキャストを受信する回線を接続する場合には、追加回線利用料として、3 回線目以降の全注文情報のマルチキャストを受信する回線 1 本につき 5 万円を適用します。

2 再直結利用者

(1) 基本料(取引参加者)

①リアルタイム情報

(単位：万円)

情報種類	取引種類		国債 先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
	先物	オプション		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー [※] (商品指数 先物等)	エネルギー	中京石油
立会内取引情報	① 15	15	② 3	3.3	1.2	1.6	0.6	6	1.2
国債先物指数情報等		2.5	0.5	0.6	0.2	0.3	0.1	1	0.2
帳票ファイル		5	1	1.1	0.4	0.5	0.2	2	0.4
J-NET 取引情報		5	1	1.1	0.4	0.5	0.2	2	0.4

※ ①株価指数・株式派生商品情報セット：30万円

※ ②国債派生商品等情報セット：4万円

※ ①+②：31万円

全注文情報を取得・利用する場合には、上記表中の立会内取引情報の各金額に下表の金額が加算された金額が適用されます。

(単位：万円)

情報種類	取引種類		国債 先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
	先物	オプション		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー [※] (商品指数 先物等)	エネルギー	中京石油
全注文情報	6	6	0.5	1.8	0.5	0.8	0.3	2.8	0.5

以上にかかわらず、指数先物等、指数オプション、有価証券オプション及び国債先物等のうち旧東証上場商品の情報のみを取得・利用する場合（当該商品に係る全注文情報を取得・利用する場合を含みます。）には、一律5万円を適用します（旧東証上場商品の情報に加え、商品先物・オプションの情報を取得・利用する場合には、上記5万円に商品先物・オプションの適用料金額が加算されます。）。また、「3.1.2 再直結利用」(3)にて短期金利先物のみを取得・利用する場合（当該商品に係る全注文情報を取得・利用する場合を含みます。）には、本基本料（リアルタイム情報）は適用されません。

②遅延情報・終値情報

再直結により遅延情報又は終値情報のみを取得・利用する場合（遅延情報又は終値情報に加えて、「3.1.2 再直結利用」(3)において短期金利先物のリアルタイム情報を取得・利用する場合を含みます。）、取得・利用する情報の取引種類又は情報種類にかかわらず、以下の料金を適用します。

(単位：万円)

遅延情報	終値情報
15	7.5

なお、終値情報につき、独自算出情報の算出の基礎として利用する以外の目的で社内で利用する場合につい

では、「3.1.2 再直結利用」(3)に該当せず、「情報提供契約書」の締結は不要ですので、本基本料は適用されません。

(2) 基本料(金融商品取引業者・商品先物取引業者等)

①リアルタイム情報

(単位：万円)

取引種類	指標先物等、 指標オプション、 有価証券オプション		国債 先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
	先物	オプション		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指標 先物等)	エネルギー	中京石油
立会内取引情報	① 22.5	22.5	② 4.5	5	1.8	2.4	0.9	8.9	1.8
国債先物指標情報等		3.75	0.75	0.8	0.3	0.4	0.1	1.5	0.3
帳票ファイル		7.5	1.5	1.7	0.6	0.8	0.3	3	0.6
J-NET 取引情報		7.5	1.5	1.7	0.6	0.8	0.3	3	0.6

※ ①株価指標・株式派生商品情報セット：45万円

※ ②国債派生商品等 情報セット：6万円

※ ①+②：46.5万円

全注文情報を取得・利用する場合には、上記表中の立会内取引情報の各金額に下表の金額が加算された金額が適用されます。

(単位：万円)

取引種類	指標先物等、 指標オプション、 有価証券オプション		国債 先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
	先物	オプション		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指標 先物等)	エネルギー	中京石油
全注文情報	9	9	0.75	2.7	0.8	1.2	0.4	4.2	0.8

以上にかかわらず、指標先物等、指標オプション、有価証券オプション及び国債先物等のうち旧東証上場商品の情報のみを取得・利用する場合（当該商品に係る全注文情報を取得・利用する場合を含みます。）には、一律7.5万円を適用します（旧東証上場商品の情報に加え、商品先物・オプションの情報を取得・利用する場合には、上記7.5万円に商品先物・オプションの適用料金額が加算されます。）。また、「3.1.2 再直結利用」(3)にて短期金利先物のみを取得・利用する場合（当該商品に係る全注文情報を取得・利用する場合を含みます。）には、本基本料（リアルタイム情報）は適用されません。

②遅延情報・終値情報

再直結により遅延情報又は終値情報のみを取得・利用する場合（遅延情報又は終値情報に加えて、「3.1.2 再直結利用」（3）において短期金利先物のリアルタイム情報を取得・利用する場合を含みます。）、取得・利用する情報の取引種類又は情報種類にかかわらず、以下の料金を適用します。

(単位：万円)

遅延情報	終値情報
22.5	11.25

なお、終値情報につき、独自算出情報の算出の基礎として利用する以外の目的で社内で利用する場合については、「3.1.2 再直結利用」（3）に該当せず、「情報提供契約書」の締結は不要ですので、本基本料は適用されません。

（3）基本料（ベンダー等）

①リアルタイム情報

(単位：万円)

取引種類 情報種類	指標先物等、 指標オプション、 有価証券オプション		国債 先物等	OSE 商品先物・オプション				TOCOM 商品先物	
	先物	オプション		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指數 先物等)	エネルギー	中京石油
立会内取引情報	① 36	36	② 7	8.2	3	3.9	1.5	15	3
国債先物指標情報等		7.5	1	1.2	0.4	0.6	0.2	2	0.4
帳票ファイル		10	2	2.3	0.9	1.1	0.4	4	0.9
J-NET 取引情報		10	2	2.3	0.9	1.1	0.4	4	0.9

※ ①株価指標・株式派生商品情報セット：70万円

※ ②国債派生商品等情報セット：10万円

※ ①+②：75万円

全注文情報を取得・利用する場合には、上記表中の立会内取引情報の各金額に下表の金額が加算された金額が適用されます。

(単位：万円)

取引種類 情報種類	指標先物等、 指標オプション、 有価証券オプション		国債 先物等	OSE 商品先物・ オプション				TOCOM 商品先物	
	先物	オプション		貴金属	ゴム	農産物	エネルギー (商品指數 先物等)	エネルギー	中京石油
全注文情報	12	12	1	3.5	1	1.5	0.6	5.5	1

以上にかかわらず、指標先物等、指標オプション、有価証券オプション及び国債先物等のうち旧東証上場商品の情報を取得・利用する場合（当該商品に係る全注文情報を取得・利用する場合を含みます。）には、一律12万円を適用します（旧東証上場商品の情報を加え、商品先物・オプションの情報を取得・利用する場合は、上記12万円に商品先物・オプションの適用料金額が加算されます。）。

②遅延情報・終値情報

再直結により遅延情報又は終値情報のみを取得・利用する場合、取得・利用する情報の取引種類又は情報種類にかかわらず、以下の料金を適用します。

(単位：万円)	
遅延情報	終値情報
30	20

なお、終値情報につき、独自算出情報の算出の基礎として利用する以外の目的で社内で利用する場合については、「3.1.2 再直結利用」(3)に該当せず、「情報提供契約書」の締結は不要ですので、本基本料は適用されません。

3 取引所・PTS 等の特則

- (1) 取引所・PTS等が取引参加者及び金融商品取引業者・商品先物取引業者等ではない場合に適用される基本料の額は、ベンダー等に適用される基本料として設定している金額の25%増しの金額を適用します。
- (2) 取引参加者、金融商品取引業者・商品先物取引業者等又はベンダー等が取引所・PTS等に該当する利用態様で情報を取得・利用する場合に適用される基本料の額は、取引参加者、金融商品取引業者・商品先物取引業者等又はベンダー等に適用される基本料として設定している金額に、ベンダー等の再直結利用者に適用される基本料として設定している金額の25%の金額を加算した金額を適用します。

4 報道機関(リアルタイム情報を配信利用する場合を除く。)の特則

取引参加者に適用される料金体系を適用します。

報道機関が、「6.3 外部での表示を伴う利用」(「6.3.6 テレビ放送型サービス」を除きます。)及び「6.4 第三者への配信」に該当する態様で、リアルタイム情報を社外に提供する場合には、ベンダー等に適用される料金体系を適用します。

II 目的別使用料

取得した情報の利用目的に応じて設定します。

1 外部配信使用料

契約者がその関係会社及びシステム等運用者に取得した情報を提供する場合、本外部配信使用料は適用されません。

(1) 外部配信端末料

① 法人端末(下記「2 個人用端末」以外の端末又は ID。ホームトレードサービスに係るものを含む。) の端末料

標準端末については、以下の料金を適用します。

台数 (ID 数)	料金
1~10,000 台目	850 円
10,001~20,000 台目	700 円
20,001~30,000 台目	350 円
30,001 台目~	100 円

高機能端末については、以下の追加端末料を適用します。

(高機能端末については「7.4.3 高機能端末について」を参照してください。)

台数 (ID 数)	料金
1~10,000 台目	500 円
10,001~20,000 台目	400 円
20,001 台目~	200 円

② 個人用端末(「7.3 個人利用」に該当する場合の端末又は ID。ホームトレードサービスに係るものを含む。)の端末料

標準端末については、以下の料金を適用します。

台数 (ID 数)	料金
1~50,000 台目	20 円
50,001 台目~	5 円

高機能端末については、以下の追加端末料を課金します。

(高機能端末については「7.4.3 高機能端末について」を参照してください。)

台数 (ID 数)	料金
1~50,000 台目	20 円
50,001~100,000 台目	10 円
100,001~200,000 台目	5 円
200,001 台目~	2 円

(2) 外部配信基本料

「6.3 外部での表示を伴う利用」（「6.3.6 テレビ放送型サービス」を除く）及び「6.4 第三者への配信」該当する態様で、リアルタイム情報又は遅延情報を社外に提供する場合は、一律 5 万円（終値情報のみの場合は 3 万円）の料金とします。

2 独自算出情報料

契約者が独自算出情報を算出した場合（当社が別途定める場合を除きます。）に、当該算出にあたって利用した情報の取引種類及び独自算出情報の種類に応じて課金されます。

（単位：万円）

取引種類 独自算出情報種類	指数先物等、 指数オプション、 有価証券オプション	国債先物等	OSE 商品先物・ オプション/ TOCOM 商品先物
先物等指数情報	10	10	5
その他 (CFD 等、iNAV を含む)	10	10	5

- ※ 同一の区分内で複数の独自算出情報を算出しても、料金は変わりません。
- ※ 先物等指数情報については、以下の場合に適用されます：
 - (i) 当該先物等指数情報が領布、配布、利用許諾その他これに類する態様で第三者の用に供される場合
 - (ii) 当該先物等指数情報が投資資産の運用の基礎となる金融指標及び/又はデリバティブ取引の金融指標として用いられる場合
- ※ CFD については、情報が気配の提示（上場 CFD の場合には自己又は委託取引について流動性を供給する者による提示に限ります。）に用いられる場合などに適用されます。
- ※ 金融商品取引法第 2 条第 8 項第 21 号及び第 23 号で定める市場デリバティブ取引及び/又は外国市場デリバティブ取引に関して情報が用いられる場合には、上表の各区分内の金額にそれぞれ 5 万円を加算して適用します。
- ※ 指数先物及び指数オプションの取引対象である指数の算出者が、当該指数先物及び指数オプションに係る情報を用いて独自算出情報を算出する場合には、本独自算出情報料は適用されません。

指数先物等のうち通貨先物の相場情報のみを利用する契約者に適用される料金について

2026年4月13日

指数先物等のうち、通貨先物の相場情報のみを利用する契約者に対する、本ポリシーの「9 料金表 I 契約料」の適用については、当面の間、指数先物等の相場情報利用に係る基本料を免除します。

また、免除にあたっては、「4 本ポリシーに関連する手続き」に記載の手続きに従って必要事項を登録する必要があります。

以上